

# 嵇康「管蔡論」考

馬場英雄

## はじめに

周知のように嵇康は司馬氏の手先であつたらしい鍾會の彈劾を受け刑死したという事實がある。さらに「湯武を非とす」の發言があり、これが曹魏政權からの禪讓を畫策していた司馬氏の怒りをかたとしたのも、魯迅の指摘以來ほとんど定論のごとく扱われてきていた。嵇康のその發言と行動とは「反司馬」ということが動機づけていたとする見方は、このようなものだが、しかし、彼の著作が書かれる動機をすべてこうした外的條件に結びつけて考える見方は、眞にそれぞの著作の内包している可能性をあらかじめ理解の外においてしまう危険がある。今問題としようとする「管蔡論」についても、從來の見方はこの危険性に必ずしも鋭敏ではない。侯外廬以来、嵇康はこの「管蔡」に司馬への反旗を掲げて滅亡した「毌丘儉」をなぞらえたとする説があるのだが、今その可能性を吟味してみたい。

## 一、「管蔡論」の問題

ある作品についてその制作年代を知りたいというのは、研究者の本能的な欲望であるかもしれない。しかし、『三國志』とその注、ある

いは『世說新語』とその注以外に取り立てて據るべきまとまつた書物をもたない、曹魏時代の研究にとって、この欲望に身を任せることはかなりあやういことである。特定の作品を著者何歳の頃とか、西暦何年のことと推定することは、當然その作品に一定の解釋を付與しようとする思いが大抵その前提としてあり、そしてそれを補強しようとする行為にほかならない。だから一概にこうした努力を否定するものではないが、それがあまりに意圖的になると、立ち止まって考えるべき場合もある。この制作年代の推定という行為は、客觀的外觀にもかかわらず、きわめて主體的意圖的行為なのである。この作業としては客觀をもとめる行為が實に行爲者の強い主觀の發動に由來するという事實がこの作業假説をあやうくしているのである。

『嵇康集』の作品の中で一應その成立年代が推定可能なのは「絕交書」「家誠」と、それにいささか問題はあるが、ある説ではこの「管蔡論」である。

今「管蔡論」を取り上げるのであるが、これに先鞭をつけたのは侯外廬『中國思想通史』であり、そして近頃これを數衍する大上正美氏「管蔡論」の方法について<sup>(2)</sup>がある。侯氏の場合も大上氏の場合も、取り立てて「管蔡論」の成立時期を主題としているものではないが、

一應」の「論」を母丘儉の反亂の一年後に書かれたと推定し、そしてこの「論」の動機に母丘儉辯護と反司馬とをみる、という圖式になっている。今吟味しようとおもうのは、この作品の成立年代の推定の妥當性についてではない。考えようとするのはこの「管蔡論」を生みだしたもののは何かと「いうことである。「管蔡論」はなぜ書かれたのが、これを生みだした嵇康の思考はいかなるものか、問い合わせようとおもるのは、このことである。作品の内包するものを問わないでいたずらに外的事情に關連づけるといふ」との限界はそこから自ずから明らかとなるであろう。

「管蔡論」の含む問題を端的に整理すれば、（一）書かれた時期は何時のことであるのか、（二）それが母丘儉辯護を意味するものであるのか、（三）それが、「反司馬」という立場の表明であるのか、ということになる。

## 一、「忠疑乃心」

周知のように魯迅の校訂『嵇康集』<sup>(3)</sup>および戴明揚の『嵇康集校注』は、何か嵇康について議論する上で必備の書である。この他に「二三の譯注書及び譯文などあるが、おおむね」この範囲をぐるものではない。<sup>(4)</sup>以上の書物に據って見る限り、この嵇康の「管蔡論」は、讀解の上でさしたる問題があるようにはみえないと思われている。しかし、かつて「管蔡論」に言及したとき、わたくしは次の二文に疑問符を附して、よく讀めないとおいた。

忠於乃心、思在王室。（魯迅手鈔『嵇康集』卷六・5b）

とある一節で、通行本は「忠疑乃心、思在王室」とある所、魯迅の校本が「忠於」と改めたものである。わたくしはこの魯迅の改訂が腑

に落ちずそれであれ「これと考へあぐねた。戴明揚は、魯迅の校訂を校語として引用していく、これに従うようであり、「乃心」については書康王之誥曰、雖爾身在外、乃心罔不在王室」を注記する。しかし、わたくしは通行本の「疑」の字がかなり根據のあるものであると考え、これを「於」の字に改める」この魯迅の校訂には賛成しない。わたくしが「疑」の字が根據あるものとおもうのは、その一つは『史記』「周本紀」、「管蔡世家」等の次の二節に注目するからである。

成王少、周初定天下、周公恐諸侯畔周、公乃攝行政當國、管叔、蔡叔羣弟疑周公、與武庚作亂。

（『史記』「周本紀」中華書局二十四史本一三二〔頁〕）

武王既崩、成王少、周公旦專王室。管叔、蔡叔疑周公之爲不利於成王、乃挾武庚以亂。

（『管蔡世家』一五六五〔頁〕）

周公旦代成王治、當國。管叔、蔡叔疑周公、乃與武庚祿父作亂、欲攻成王。

（『衛康叔世家』一五八九〔頁〕）

ここには「管叔、蔡叔が周公が成王に不利益をなそうとするかと疑つた」と明示されている。嵇康及び當時の人々が管叔、蔡叔について考える際の材料はおそらくこの『史記』であるか『尚書』であるかであろうから、これはその有力な材料の一つであったろう。そこには明らかに「疑」の字が用いられている。「周公」について語る場合に、彼が一旦は自ら王位に即くのではないかという「疑」念、疑惑の対象とはなつたという経済的「事實」は必須のものであるように見える。「周公」の抜きんでた「聖性」を構成し「語る」ためには、この「疑」という、いわば「汚れ」、これは不可缺の要素のように見える。この事實をわたくしは重視する。嵇康がこの二文を根據とし意識したところは、あながち無理な推定ではあるまいとおもう。さらに嵇康の

「管蔡論」の他の所に、同じく「疑」の字が用いられていて、次の(一)とく記されている。このことも重視すべきであると考える。

則管蔡懷疑、未爲不賢、而忠賢可不違權。

(一)の一文でも「疑」う主體は「管蔡」であり、「疑」うその對象は「周公」であつて、この關係は「管蔡論」内部で終始一貫していて、しかも前述のとおり『史記』の記述とも一致する。したがつて、わたくしはこの一節を魯迅の(二)とく「忠於乃心」と「疑」の一字を改める必要を認めることができない。(二)の「懷疑」「忠賢」が、通行本の「忠疑乃心」に呼應しているのは、明白のように見える。わたくしの読みは次のような。

忠にして乃心を疑ふも、思ひは王室に在り。

「管蔡はみずから忠誠であり（周公）の諸侯としての忠誠心を疑つたのだが、管蔡らの思いは王室（成王）にあつたのである。」と理解できるであろう。大上氏の説では、戴明揚の指摘にもとづいて、「乃心」は遠く地方に「外任」者のことを意味するとみているのだが、「乃心」の用法は實際複雑であり<sup>(3)</sup>、これは距離の問題ではなく、王室と同姓の諸侯との間の忠誠を意味するものである。孫星衍『尚書今古文注疏』に據れば、

今予一二伯父、尙胥暨顧綏爾先公之臣服先王、雖爾身在外、乃心

罔不在王室、用奉恤厥若、無遺鞠子羞。羣公旣皆聽命。

疏、稱伯父者、觀禮云天子呼諸侯之禮、同姓大國曰伯父。

(卷七百六十六・十表「皇清經解所收本」)

周公は王位に即くのでなければ、一諸侯にすぎないわけだから「乃心」でなくてはならない。管蔡がその「乃心」を「疑う」とは、したがつて「周公に王位に即く意志がみえるのではないか」と疑つた、と

解釋できるである。

「乃心」は曹魏、西晉時代には熟語として盛んに用いられていて、動詞として使う例もあつて單純に出典を突き止めるだけでは理解できない。「乃心」を「悉くせ」という用例はいくらもあるが、「乃心」と「忠」とが結びついている例は見あたらぬし、「乃心」に介詞「於」「于」等が結合している例も見あたらぬ。魯迅の校訂に不安を感じる所以である。しかし、諸例いづれも王朝に對する、官吏の忠誠心を意味するものであることは確實である。勿論『尚書』「顧命」以來のものではいうまでもない。

讀解の上でもう一カ所問題となるのは次の二節である。

則二叔之良乃顯三聖之用也以流言之故有緣周公之誅是矣

(四部叢刊本『嵇中散集』卷六・6a)

これは「二叔が善であつて、はじめて三聖人の任用の（正しさ）が明らかとなる。流言をなしたのだから周公の誅殺がなされたのは正當である。」という意味であろう。「也」字の下に「有」の字を補い、「三聖之用也（有）以、流言之故有緣、周公之誅是矣」と斷句するのは戴明揚<sup>(4)</sup>であり、多くの譯注がそれに依據しているが、しかし、「有以」 「有緣」などの表現は嵇康の文體として異常であり、從えない。しかも文義の上では、結果的に通行本の理解と大差はないので、ここは今通行本に據る。一部、憶測に過ぎないが、文字を改めて解釋すれば、次の通り。

今若し三聖の、良を用ふるに本づき（原本作明）、顯授の實理を思ひ、忠賢の權に闇きを推し、爲國の大紀を論ずれば、則ち二叔の良は、乃ち三聖の用を顯らかにするなり。流言を以の故に、周公の誅に縁る有り、是れなり。

(今若本三聖之用良（原本作明）、思顯授之實理、推忠賢之闇權、論爲國之大紀、則二叔之良、乃顯三聖之用也。以流言之故、有緣周公之誅、是矣。)

「三聖人が「忠良」なる者を任用したことに基づき、官吏登用の明白な原則が貫徹されたことを思い、「忠賢」なる管蔡が、「權」という非常の措置を理解できなかつたであろうことを推定して、統治の規範のあり方を論じてみるとならば、管蔡が「忠良」であるとすることで、はじめて三聖人の人材登用のあり方を顕彰することができる。管蔡が「流言」に及んだという事實があるので、周公の誅殺が根據のあるものとできる、かくの「とくだ」おおよそ以上のような解釋にならう。原文「明」の文字、版本の據るべき根據はないが、前段落の「而見任必以忠良、則二叔故淑善矣」、次段落に「三聖未爲用惡」「若此三聖所用信良」とある所からみて、「忠」「良」「淑」「善」のいづれかの文字の誤りであろうと、推定した。全文の趣旨に照らせば、これらは同義語であるから、そのうち頻出する「良」の誤りと、一應確定しておく。戴明揚はこの「明」については何も述べていない、「全三國文」の校異にもない。したがつて、これも一假説として述べてみたにすぎない。ただ文意にそう破綻はないであろう。

以上「管蔡論」の解釋上で問題のある二カ所について述べた。

### 三、「管蔡論」の趣旨

この「管蔡論」を理解する上でのポイントは、嵇康がこの論を生みだすにいたるその内的過程を彼の思想の全體から構成してみるとことである。この論の新しさ、したがつて當時の名教社會に與えた効果、その意味は、いうまでもなく從來の管蔡は惡だという圖式的評價、通念

を、明確に惡でなく善であると、その傳統的評價を改めた所にある。人々が漠然と正しいと信じてゐる教説や傳承に對して、それを論理的に思考し批判する「」とは、何もの「管蔡論」だけのことではなく、「養生論」でも「難宅無吉凶攝生論」でも「難自然好學論」でも「聲無哀樂論」でも、嵇康が試みたことであり、彼の一貫した姿勢の形をとつたものである。だからこの「管蔡論」を解釋する上で、その外的事情や特別の現實的意圖やさらには寓意などを、確實な根據の得られない條件の下では、一々持ち込む必然性はどこにもないと思う。ある人の問い合わせに解答を與えるという形で論が展開されるが、これも特有のことではなく「聲無哀樂論」がもつともこれに形の上では近い。通念を批判し價値觀を轉倒する思考に力を與えたのは、かつて示唆しておいた「ト疑集」や「釋私論」で展開された思考である。  
「管蔡論」にはいくつかの譯解があるのだが、いくぶん同意できない所もあつて、前章の校訂に據つて今その論理の展開を一應たどつてみる。

この「論」は「或問」ではじまり、それに「答」える形で展開される。

或ひと問ひて曰く、記を案するに管蔡 流言し、東都に叛戾す、周公征誅し、誅するに凶逆を以てす、頑惡顯著にして、名を千里に流す。且つ明父聖兄、曾ち凶惡を幼稚に鑑（み）、無良の子弟を覺せず、而して乃ち亂殷の敝民を理め、榮爵を藩國に顯は使め、惡積み罪成り、終に禍害に遇は使む、理に於て通ぜず、心に安んずる所無し、願はくは其の説を聞かん、と。

（或問曰、案記管蔡流言、叛戾東都、周公征誅、誅以凶逆、頑惡顯著、流名千里。且明父聖兄、曾不鑑凶惡於幼稚、覺無良之子

弟、而乃使理亂殷之敝民、顯榮爵於藩國、使惡積罪成、終遇禍害、於理不通、心無所安、願聞其說。)

「或問」は、「明父聖兄」たる武王、周公が「管蔡」の「凶逆」「頑惡」をその「幼稚」の時にみぬくことができず、彼らにいったんは「榮爵」を與え、その「惡積」「罪成」に至つてからはじめて「征討」をなしたのか、と問い合わせるものである。「心無所安」なのでその説を聞きたいというのである。

この問い合わせに明らかなるように「明父聖人」すなわち「武王」の「明」と「周公」の「聖」及び「管蔡」の「頑惡」とは、問い合わせの側の前提であることがある。嵇康の「論」はこの前提のうち前者はそのままにして、後者の「管蔡」の「頑惡」を吟味し批判するものである。それゆえにこれは「管蔡論」なのであって、「周公」の「聖」はその前提として、批判の外にはじめからおかれている。「周公」批判の意圖は微塵もない。一部の人がそこに戸連があるという少帝高貴

公の朝議であるが、  
周公失之二叔、何得謂之聖哲。(『三國志』卷三「少帝紀」一三七頁)  
とあつて、明らかに高貴郷公の關心は「周公」の「失」である。この問い合わせに司馬批判の寓意をみようという一部の論者があるが、しかし、この「周公の失」という問い合わせは、經典解釋史上では周知のもので經典の學習の範囲を出るものではない。そう裝いつつ「寓意」があるといふのであれば、それは論理實證の範疇ではないというほかないが。たとえば「周公」の過失に言及するものは珍しくない。

周公誅管叔、蔡叔、以平國弭亂、可謂忠臣也、而未可謂弟也。  
〔淮南鴻烈集解〕卷二十泰族訓 安徽大學・雲南大學出版 六九四頁  
これは周公の缺點を血縁倫理の觀點から非難するもの、一方その過失を認めそれを辯護する議論もある。

周公放兄誅弟、非不仁也、以匡亂也。 (卷十一齊俗訓 三七六頁)

周公股肱周室、輔翼成王、管叔、蔡叔奉公子祿父而欲爲亂、周公誅之以定天下、緣不得已也。故舜放弟、周公殺兄、猶之爲仁也。  
(卷二十泰族訓 七〇二頁)

周公の行爲を「匡亂」や「定天下」という大義のためのものとして容認しようという議論である。

高貴郷公のその他の下問を検討してみてもいざれも經典解釋上の難問を問い合わせているもので、特別の意圖があるようにはみえない。そもそも高貴郷公には「管蔡」にはまるで關心がないようみて、それは從來の議論の枠組みのなかにあると思われる。嵇康とは發想の次元を異にするとおもうのである。

問い合わせを受けて嵇康は「管蔡」が「頑凶」と時人によって評定されるその經緯を次のように構成している。

夫れ管蔡は皆服教殉義、忠誠自然なり、是を以て文王列して之を顯にし、發旦二聖、擧げて之を任ず、情の親を以て相ひ私するに非ざるなり。乃ち德を崇び賢を禮し、殷の敝民を濟ひ、武庚を綏輔し、以て頑俗を興す所以、功業績有り、故に曠世廢せず、名當時に冠たり、列して藩臣と爲す。  
(夫管蔡皆服教殉義、忠誠自然、是以文王列而顯之、發旦二聖、舉而任之、非以情親而相私也。乃所以崇德禮賢、濟殷敝民、綏輔武庚、以興頑俗、功業有績、故曠世不廢、名冠當時、列爲藩臣。)  
管蔡は「服教殉義、忠誠自然」なるもので、かくて「文王」にも「發旦」二聖人にも任用されつけたもので、その名は當時に冠たるものであったという。はどうして「忠誠」であった「管蔡」が

「頑惡」とみなされるに至ったか。

武王に至るに逮び、嗣誦幼冲にして、周公踐政し、諸侯を率朝せしめ、前載を光（みた）し、以て王業を隆くするを思ふ。

（逮至武王、嗣誦幼冲、周公踐政、率朝諸侯、思光前載、以隆王業。）

武王が亡くなり、成王誦が未だ幼弱であるという王朝存立の危機に際會して周公は、政權の實質を急遽掌握するという行為にいた。これは攝政の地位についたとする説と、實際一時的に王位についたとする説とがあるが、いずれにせよ非常の措置を周公はとった。この危急の事態に對する周公の眞意は、管蔡には理解することができなかつた。

管蔡、教に服するも、聖權に達せず、卒に大變に遇ひ、自ら通ずる能はず、忠にして乃心を疑ふも、思ひは王室に在り、遂に乃ち抗言し衆を率て、國患を除き、天子を翼存せんと欲し、甘心旦を毀る、斯れ乃ち愚誠憤發、福を徼むる所以なり。

（管蔡服教、不達聖權、卒遇大變、不能自通、忠疑乃心、思在王室、遂乃抗言率衆、欲除國患、翼存天子、甘心旦、斯乃愚誠憤發、所以徼福也。）

管蔡は「服教」者であり、「忠」であり、諸侯として天子に忠實なるものであった。しかし、「大變」という事態を理解できず、「國患」を除き天子を助けようとして周公を疑い、非難する行動にいた。これは彼らの心の眞實が發露したもので「愚誠憤發」である。ではなぜ彼らは誅殺されたのであるか。

今の朝議、管蔡、懷忠懷誠と雖も、要するに罪誅と爲す、罪誅已に顯らかなれば、復た理むるを得ず。

（今之朝議、管蔡雖懷忠懷誠、要爲罪誅、罪誅已顯、不得復理。）論者の議論は「以管蔡爲頑凶」というもので、管蔡に惡の實質をみ

ている。管蔡は惡という存在そのものである。この議論ではこの「惡」を誅殺する周公は疑問の餘地なく「善」そのものとなる。そうである以上、そこにこれ以上考量すべき餘地はない。「惡」と「善」という圖式を前にして思考は停止している。一方畠康のは、誅殺の理由を管蔡の行為の事情から読みとるという立場である。彼らの行為には過失があった、狀況の眞實が把握できないままに「稱兵叛亂」するという過失を犯した、この過失に對する「罰」として「誅殺」は適正な處置であるという、そういう議論である。

この議論をふまえて畠康は次のようにいう、

今若し三聖の良（明）を用ふるに本づきて、顯授の實理を思ひ、忠賢の權に闇きを推し、爲國の大紀を論ずれば、則ち二叔の良は、乃ち三聖の用を顯らかにするなり、流言を以の故に、周公の誅に緣る有り是れなり。且つ周公、攝に居る、邵公悅ばず、此を推して言へば、則ち管蔡の懷疑、未だ不賢と爲さず、忠賢なるも權に達せざる可し。三聖未だ惡を用ふと爲さず、而れども周公、誅せざるを得ず。

（今若本三聖之用良（明）、思顯授之實理、推忠賢之闇權、論爲國之大紀、則二叔之良、乃顯三聖之用也、以流言之故、有緣周公之誅是矣。且周公居攝、邵公不悅、推此言、則管蔡懷疑、未爲不賢、忠賢可不達權。三聖未爲用惡、而周公不得不誅。）

「三聖」の人材任用は正しく「良」を登庸した、登庸された「管蔡」は「忠賢」「良」なるものである。しかし彼らが「流言」したことにより、周公の「誅殺」はなされた。彼らは「周公」を「懷疑」したのであるが、「權」を理解できなかつたからで、それで「不賢」とすることはできない。彼らは依然として「忠賢」であり、「周公」は「惡」

を用いたのではなく依然として「良」を用いた、ということになる。

これは「三聖」も「周公」も、從來の經學上の前提をそのままにしている。

しかし、「」の議論が從來のものと違うのは、何か。端的にいえば、嵇康の議論からは「惡」の存在が消滅している」とである。もつといえど、「惡」に対する「誅」殺という圖式が訂正されて「誅」がある條件のもとでなされたとされている」とある。「これは何を意味するか。

前述のように從來の議論でも、周公が兄弟を「誅」したことをその瑕疵とみる議論はあった。しかし、管蔡の「惡」そのものは議論の對象とされることはなかった。一方、「惡」の内實を檢證するというのが嵇康のこの議論の新しさである。彼は「惡」の前で立ち止まらずその實質の吟味に一步踏み出しているのである。この新しさは、次のようないきさつをもたらす。

兄弟であつてもそれが惡であるならば、それを殺すのは「誅」として正義である。しかし、それが兄弟でありしかも「惡」でないとすれば、それを殺すとは「誅」とすることができるか。これが可能であるとしても前者の場合の「誅」は、「惡」という實體にもとづいた名であるのに對して、後者の場合は「惡」という實體を缺いたままに適用された、殺戮行為につけた、ただの「名」であるということになる。「誅」は、その行為の對象として「惡」という實體をともなうことになく適用可能な概念でしかない。「誅」という正義が、名辭だけのものと考え得ることになる。

つまり「管蔡」の惡を訂正し消滅させる」とは、逆に正義の實質を失わせてしまうのである。「管蔡」が「惡」でないとすれば「周公」

の「誅」は少なくとも實質としての正義ではないという歸結を導きだしてしまう。これは儒教體系の正義の基礎を確かにゆさぶる議論なのである。したがつて、儒教にとって實質としての「惡」は、實質としての「善」「聖」「正義」が存在するためには、存在しつづけなくてはならないのである。嵇康の議論はこの「惡」を抹殺したのである。

以上のように議論そのものは明晰なもので、「周公」の「善」を前提とする限り、「管蔡」は「惡」とすることはできないというもので、「周公」の「善」という前提是、問いかける者と共有した上で論じている。したがつて、この嵇康の批判は名數の正しさを前提としてその内部におけるゆがみを修正しているだけのことであった。しかし、これは批判をうける側からみれば、衝撃として受け取られる。なぜなら「管蔡」は反亂を起こし「周公」に誅殺されたとしたう、經學上の認識は、「周公」の正しさを支える論據の一つかだからである。「周公」の誅殺の對象は「善」であつてはならず、「惡」でなければならぬ。そうでなければ聖人「周公」の完全さはゆらぐからである。したがつて、「」の嵇康の「管蔡論」は「周公」の正しさにもとづいて「管蔡」の「惡」でないと理性的に論じたにもかかわらず、名數批判の書とみられ、あるいは物議をかもしたと思われる。經學の上から「惡」を抹殺することは同時に正義の存在をゆらがせるのである。あるいは正義を「名」だけのものという認識を生じさせてしまうのである。後に嵇康が刑死する一つの伏線として機能したのはおそらく確實であったろう。

ただこうした議論が生まれた具體的な状況は、不明だとする他はない。高貴鄉公の朝議、母丘儉の反亂を契機とするというのは、根據に乏しくそう特定できるものではない。

#### 四、状況の問題

母丘儉への同情・辯護の論だとするのは、大上氏が「整理」した研究史の「三」の説（『阮籍・嵇康の文學』二二五頁）だが、これについて一應の検討を加えておく。

そもそもこうした母丘儉への同情・辯護だとする論が生まれるのは、一つには侯外廬以来の、この管蔡論の成立年代の推定と、もう一つは「世語」にある、嵇康が母丘儉の亂に呼應しようとして山壽に相談してたしなめられたとする記載があること、さらには嵇康が曹魏の血縁に連なるものであるという事實などを根據としている。ここではそうした記述の信憑性やその意義を検討するよりはむしろ、曹魏派といわれている人々の一連の反司馬の行動の實質を検討し、そのことから嵇康に反司馬としての立場がどのような意味をもったかを考えてみたい。曹魏派と司馬派の勢力争いは、二四九年曹爽らが誅殺されて以後、二五四年夏侯玄、李豐、が殺され齊王芳が廢立され、二五五年に母丘儉が、二五八年諸葛誕が二六〇年高貴鄉公が「決起」する、と續く。この一連の動向の中に嵇康を位置づけると、彼は司馬派ではない以上曹魏派であるとされるのであり、そしてそのことの中に反司馬の動機があるのではないかという視點を生みだすのである。そこで嵇康が關與したのではないかと疑われる母丘儉の行動を、限りある資料の下ではあるが一應検討してみる。

母丘儉の行動は、曹魏派を結束して曹氏の血統を守ろうとする、曹魏の忠臣という名義の立つものではない。自身は淮南にて檄を飛ばし上書して司馬の惡行を責めてはいるが、當の天子は司馬の「庇護」の下にいるわけで、それを手紙一本で擔ぎ出そうというのだから、こ

れは單に名目を借りるに過ぎないことは明白である。王肅を批判し鄭玄の經義を墨守した王基のような保守的な學者に「淮南之徒、非吏民思亂也」（『三國志』卷二十七 七五三頁）と見抜かれている。要するに齊王を廢し楚王彪を擁立しようとするもので、たんに曹魏の血統に名を借りて己が司馬宣王の地位に立とうとするものであった。

王凌の行動は曹魏派の行動の本質をもつともよく表している。要するに齊王を廢し楚王彪を擁立しようとするもので、たんに曹魏の血統に名を借りて己が司馬宣王の地位に立とうとするものであつた。

こうして見てみると曹魏派というものは散發的に司馬への反旗を翻しているところからみて、決して派閥としての結束が出來ていた譯ではなく、曹爽の死後その勢力は分裂状態にあつたとみられる。

したがつて、嵇康がもし曹魏の恩顧をおもう忠臣であるとするならば、こうした一連の曹魏を名目として立てるだけの諸人の反司馬の行動に、共感や同情を寄せたりあるいは擁護したり決起しようとしたとは、極めて考えにくいくわざを得ない。司馬氏への反感なり抵抗批判の意識はあつたろうと想像はできる、しかし、同じように曹魏派の行動にも批判の感情は起つてもそこへの共鳴はあり得なかつたのではないか。

嵇康の生きた「世」を司馬か曹魏かという派閥の二者擇一の世界とみるのは、あまりに狹い視野といわねばならない。彼のいう「流俗」を構成するのは司馬たると曹魏たるとを問わぬ王朝士人全體のことであらう。

#### 五、「管蔡論」と「無措顯情」

では傳統的な議論では悪とされてきた「管蔡」のなかに嵇康が「善」をみ、そしてそのことを公言できたのは、どうしてだろう。このことを嵇康の思想の全體のなかに位置づけることは、意味のないことでは

ないだらう。彼のどのような思考が「管蔡」の「惡」でないことを見いだせたのであらう。たとえば「釋私論」には人の行爲の問題を論じて次のようにいう、

管子に曰く、君子、道を行ふに、其の身の爲にするを忘ると、斯の言是なり。君子の、賢を行ふや、度有るを察して而る後行はざるなり。仁心邪無し。善を議して而る後正しからざるなり。顯情無措、是を論じて而る後爲さざるなり。是の故に傲然として賢を忘れ、而も賢、度と會す、忽然として心に任じ、而も心、善と遇ふ、儻然として無措、而も事、是と俱にするなり。

(管子曰、君子行道、忘其爲身、斯言是矣。君子之行賢也、不察於有度而後行也。仁心無邪。不議於善而後正也。顯情無措、不論於是而後爲也。是故傲然忘賢而賢與度會、忽然任心而心與善遇、儻然無措而事與是俱也。)

〔『管中散集』卷六「釋私論」〕

行爲をまさになそぐとするとき、その行爲が「正」「是」「賢」「善」として結果することは、通常の場合行爲者が豫測し期待することである。ある體系の内部においてはそうした期待の正當なことは「規範」が示唆してくれる。しかしその行爲が體系内部に收束し得るかいなかが定かでない場合、この「正」「是」「賢」「善」への見通しは成立しない。その状況では期待や豫測を「忘」れて、ただ果敢に行爲するほかない、これが嵇康の「無措顯情」論である。

これは行爲がなされる以前においては善惡をいう後の評價とは無關係であり、そこにあるからこそ善惡への期待の念がまじることは、行爲の實現せんとする可能性を十分に發揮させるものではなく、ただ萎えさせ阻害するものだ、という嵇康の認識をあらわしている。こうした

認識によって嵇康は、管蔡の行爲について「惡」という評價が下される仕組みを解體し、「惡」の名は、彼らの行爲の終わった後に付與されたにすぎず、行爲に先立つて彼らは「忠誠自然」であったと認識したと考えられる。嵇康によれば「管蔡」は歴史上「頑惡顯著、流名千里」とされつづけてきたのであるが、それは彼らの行爲の歸結にそうした名が付けられたものにすぎず、彼らはその實「愚誠發憤」なる者であった。彼らのこの「發憤」に嵇康は、「釋私論」に彼がいう「仁心無邪」「顯情無措」「傲然忘賢」「忽然任心」「儻然無措」の發露を讀みとつていたと考えられるのである。

作品相互の内的連闊といふことでいえば、あるいは「ト疑集」もまたこの「管蔡論」と密接な關連を有するであろう。<sup>(18)</sup>勿論「ト疑集」は嵇康の「内」なる思いの幅、廣がりを可能な限り押し廣げて描き出したものなので、例えば、正義に奮い立ち、激高し、悲歌慷慨する「心」の動きも描かれている。

吾寧ろ發憤陳誠し、帝庭に讐言し、王公に屈せざらんか。(吾寧發憤陳誠、讐言帝庭、不屈王公乎。)

寧ろ凶佞を斥逐し、守正傾かず、否臧を明らかにせんか。(寧斥逐凶佞、守正不傾、明否臧乎。)

將た激昂し清を爲し、行は世と異なり、心は俗と併せ、在る所必ず聞こえ、恒に營營たらんか。(將激昂爲清、行與世異、心與俗併、所在必聞、恒營營乎。)

將た慷慨し以て壯を爲し、慷慨し以て亮を爲し、上は萬乘に干め、下は將相を凌ぎ、其の容を尊嚴にせんか。(將慷慨以爲壯、慷慨以爲亮、上干萬乘、下凌將相、尊嚴其容。)

「うした「凶侯」への憎惡と「守正」「清」であるとする」とは、彼の「反司馬」の立場へと連なると見えなくもない。けれども「ト疑集」の趣旨は、こうしたさまざまな選択可能な、價值的行爲の中の「迷」をたんに述べているのではない。彼はこうした「迷」を脱却し果敢に行爲する」と、自己の「生」の十全な發露を見いだしているのである。「内不愧、外不負俗」とはかかる意味であろう。

嵇康が「管蔡論」で管蔡の行爲に「愚誠發憤」を見いだし得たのは、ここにある、豫斷や躊躇をまぬがれた「行爲」の純粹性を彼が正確に評價する認識に至っていたからであろう。嵇康の「全體」との連關において各「作品」は意味づけられる必要があるであろう。

### 結語

「管蔡論」の意義は「惡」として評價斷罪されつづけてきた管叔、蔡叔らの行動について、嵇康がその「善」であったことを見いだし論證した所にある。この、評價の轉換こそが從來の議論にない、畫期的なものであった。問題は、こうした教學内部における價值評價を反轉させると、新しい思惟はどうして嵇康において可能であったかを問い合わせ、明らかにすることにこそ「管蔡論」を論じる意味があるだろう。これを反司馬という他、取り立てて行爲の上でも思惟の上でも特別のことのない、曹魏派の士人の毋丘儉の辯護論とみたり、「狀況に切り結ぶ」とみるので、この「論」の思惟の可能性のもつ價值を見ないのである。嵇康が「管蔡」の行爲のなかに「善」を見いだし、それを敢えて公言することを爲し得た所以は、實に彼の「釋私論」における「無措顯情」論、あるいは「ト疑集」の決斷という思考と大いに關係があると思うのである。たんに「狀況」への反發

からは「惡」だとする壓倒的優勢な壓力に抗してそれを「善」だと公言することはできないのである。人の行爲とそれに付與される名といふ、世の仕組みと、行爲をなさんとする者の「内」との關係についての、思索と確信なくしては、こうした價值觀の轉倒是なしえないのである。この「管蔡論」が書かれるには、「釋私論」「ト疑集」のこうした思索が前提となっているとおもうのである。作品相互の内的連關こそが読み解かれるのでなくてはならぬのであるまい。これはそうした試みの一つであろうとしたに過ぎない。

「管蔡論」は高貴鄉公の朝議をうけるという確實な證據はない、毋丘儉に同情を示すという確證もない、したがつて「管蔡論」が反司馬、批司馬という契機を含む「」とも確實でない。嵇康にこの論を書かしめたものは「俗」の「名教」意識、その從來からただ「正しい」とされて「」のものを信じるだけでその枠組みから一步もでない士人たちへの批判であり、その意味で「養生論」「難自然好學論」「難宅無吉凶攝生論」「釋私論」「ト疑集」などを嵇康に書かしめた「動機」とおなじものである。假に反司馬という契機がそこにあつたとしてもよいが、ではさらに曹魏擁護であつたかといえば、そうではなかった。彼は曹魏派とみられていたであろうが、彼の生きた時代に曹魏派には何の希望ももてはしなかった。そういう派閥の問題であるよりは、士大夫社會全體が彼にとっては口を開ざしてはおれないものであつたのである。

嵇康について一面的に論じる」とは比較的容易である。養生、隱逸を前面におく議論、政治批判を前面におく議論、藝術、文化を問題とする議論、あるいは狭き「文學」あるいは詩文という枠組みを設定し、限定して論じるなど。それぞれに適當な資料と一定の根據らしき

ものがあつて、一應多彩で絢爛たる嵇康の像や「論」が生産され得るし、事實生まれてもいる。しかし、眞に困難な問題は、嵇康という「全體」をいかにして把握、理解するかことで、部分はこの「全體」との關係において意味づけられなくてはならぬだらう。從來から幾たびも指摘され續けてきたことではあるが、嵇康は「聖王の御世」を稱賛してもいるし、あるべき「君臣」の調和せる古代を描いてもある。この理想を描いたのも嵇康であるし「湯武を非とす」と發言したのも同じく嵇康であるからには、「このどちらか一方を切り捨てない「全體」、そういうものが、明晰に描かれなくてはならぬであらう。

冒頭に掲げておいた問い合わせ端的にわたくしなりに答えておけば、（一）成立時期について確定はできないが、一應高貴鄉公の朝議を契機とした可能性は、その深淺廣狹程度の差はさまざまであるとしても、一應あるとしてもよい。しかし（二）母丘儉辯護であるという根據は見いだし得ないし、嵇康が辯護をする意味もまるでない。したがつて（三）「反司馬」の立場の表出をみる、という圖式には賛成できない。嵇康の「批判」の意味は別の所にあつたとすべきである。

## 注

- (1) 大上正美『阮籍・嵇康の文學』第五章「管蔡論」の方法 嵩康と情況 (一〇〇〇年二月) は、「管蔡論」が、一) 高貴鄉公の太學での議論を受け継いだ議論。(2) 管蔡を辯護し再評價を目指した議論。
- (3) 司馬氏への反撃と母丘儉への同情を表明する。これまでの理解を要約し、「筆者もまた訂正の必要のない理解だと考える。」と前提とした上で、「嵇康の文學營爲の全體と本質とを見通す」という「論」で

あるようだ。一應、侯外廬の推定を肯定した上で「直接狀況へヨミシトするものでない」と、一定の距離を取ろうとしているものようではある。しかし、「或ひと」の疑問は、高貴鄉公の下問をそのまま受け継ぐものである（二三三頁）といふ理解に立つてゐる。後者の問題について、その一部は拙稿「嵇康の非湯武考」（『國學院雜誌』第一〇二卷第十二號）で論じてゐる。

- (2) 前掲注の大上正美氏の指摘の通り、侯外廬『中國思想通史』以来の議論であるが、その後の展開を整理しておくのが手續きとして必要だらう。中國では何啓民『竹林七賢研究』（民國七十三年）「叔夜のこの論は、明らかに管蔡によつて、母丘儉・文欽が壽春で起兵したことを暗示してゐる」（二三九頁）、莊萬壽『嵇康研究及年譜』「嵇康は、この歴史的事件に評論を加え、曹氏を支持する立場」（一六四頁）、曾春海『嵇康』（民國八十九年）「嵇康のこの文は、母丘儉・文欽の事の辯護のために作られた」（二二八頁）。日本では、業天惠美子「嵇康『管蔡論』について」（香川大學國文研究第一四號、一九八九年）「司馬が狡猾に禮教規範を利用し、それに血の肅清と權力支配の正當性を求めた、その虚偽、欺瞞を嵇康が看破している點に、「管蔡論」の強烈なる政治的意義を見出すことができるであらう。」この業天氏の論は、少なくとも戰後日本の嵇康研究史の上で、最初に「管蔡論」を正面に据えて論じたものであるから、その内容の評價とは別に、その事實は明示しておきたい。

- (3) 『魯迅三十年集2』（新藝出版社一九六八年）所収本がよく知られてゐるが、魯迅「手鈔」影印本（文學古籍刊行社一九五六年・中華書局香港分局一九七四年）と比べて、文字に異同があつて、陳勝長「魯迅『嵇康集』校本指瑕」（『考證與反思』東大圖書公司・民國八十四年）が、この問題を扱つてゐる。近年の『魯迅輯錄古籍叢編』第四卷（人民文學出版社一九九六年）所収本は「手鈔」本に據つて活字を組み直した

ものである。拙稿は「手鈔」影印本に據る。

- (4) 戴明揚『嵇康集校注』が引用する魯迅校本は、『魯迅全集』活字本である。〔『嵇康集校注』「出版説明」に「書中所引魯迅先生の校本、係據一九三八年出版の魯迅全集本、與一九五六文藝古籍刊行社影印魯迅校正稿本、頗有出入。」とある。〕なお戴明揚『嵇康集校注』の「正文」は、原則として「明黃省曾・嘉靖乙酉年仿宋刻本」（四部叢刊所收）のままであり、「黃本謁奪之處、但加校語於下、不逕改補。」（例言）一頁）とある。したがって、戴明揚の理解、立場はこの「校語」において表明されてゐるものと見られる。
- (5) 韓格平『竹林七賢詩文全集譯注』（一九九七年）は、通行本の通り「忠疑乃心」を作るが、「乃心は管察の心を指す」と理解するのが、わたしの理解と異なる。その他の注釋書は魯迅の校訂にしたがう。殷翔、郭全芝『嵇康集注』（一九八六年）、夏明釗『嵇康集譯注』（一九八七年）、熊治祿等『亂世四大文豪合集注譯』（湖南文藝出版社 1996.10）、ROBERT G. HENRICKS『Philosophy and Argumentation in Third-Century China』（Princeton University Press）等「譯文」は豊富にある。
- (6) 拙稿「嵇康の名教問題ヒト疑集について」〔『國學院雑誌』第九十三卷九號〕
- (7) 「忠疑」の二字、戴明揚校本の「正文」は、注4の「例言」通り「黃省曾」本のままであるが、「校語」に「『疑』字吳鈔本塗改而成、原鈔不明。周校本作『于』」（二四五頁）とあるところから見て、魯迅の校訂に従うものであろう。（ただし細かくいと、「于」は「於」の誤引である。）「乃心」の出典は戴明揚の指摘通りだが、厳密にいと、今本「康王之誥」篇は偽古文であって、「顧命」篇の後半を切り取つて一編としたものにすぎないので、嵇康はたぶん「顧命」篇をみたというべきであろう。（伏生本」と「馬鄭本」とではまたちがう）
- (8) 嵩康がその材料とした「尚書」は「金縢」篇「武王既喪、管叔及其

羣弟、流言於國、曰、公將不利於孺子」であろう。「鄭玄云、流公將不利於孺子之言於京師、於時管蔡在東、蓋遣人流傳此言於民間也」〔『尚書注疏』卷十三・十一b〕。嵇康より後の解釋であるが、「正義曰、成王信流言、而疑周公、管蔡既誅、王疑益甚。」とあるのは、「金縢」篇「大誥」篇などの經典解釋の「通念」であったろう。「周公」についてこの「疑」が一旦は向けられるというモチーフは、「周公」を語る上で不可缺であったろう。その意味でこの「通行本」の「疑」の文字は、簡単に切り捨てることには躊躇されるのである。

(9) たとえば齊王芳が即位しての布告に「其與羣卿大夫勉勵乃心、稱朕意焉」〔『三國志』卷四少帝紀〕一七頁）とある。「正始元年、丙寅羣公卿士讌言嘉謀、各悉乃心」（一九頁）、「或勸太祖曰、……雖饑難之外、乃心無不在王室、是將軍匡天下之素志也」（卷十荀彧傳 三一〇頁）。あるいは「方今英雄並起、各矯命專制、唯曹兗州乃心王室」（卷十三、鍾繇三九一頁）。かように「乃心」の魏晉における用法は複雑で、ことは出典の指摘で終わるものではない。一般に、王朝もしくは天子からの臣下への公文書に多く用いられ、「乃心」は名詞でも動詞でもあり得るようだ。

(10) 大上氏は「この一文をふまえて、以上、論者はその忠義心に加えて、都から遠く離れていて事情に通じていなかつたのだと二叔を辯護することを忘れていないのである。」というが、例えば中山王が「その世子」に「令」して「爾小子、慎修乃身、奉聖朝以忠貞、事太妃以孝敬、閨闥之内、奉令于太妃、閨闥之外、受教于沛王、無怠乃心、以慰予靈」〔『全三國文卷二十』〕といい、「外任官」とは關係なく使われている。晉代の例だが、「司徒」である「石苞」に對しても「今司徒位當其任、乃心王事」と使われている。「乃心」が「忠義心」を意味するなら、それを「忠にする」というのは、語法の通例としても異様である。

(11) 戴明揚は「則二叔之良乃顯、三聖之用也有以、流言之故有緣、周公

之誅是矣」と句讀し、かゝ「有韻」を指摘する。(戴明揚『嵇康集校注』二四七頁)

(12) 大上氏二二六頁「當時太學に出入りして、いた可能性のある嵇康は、それ以上進展することのなかった議論を受けとつて『管蔡論』を執筆したのである」と推定している。

(13)

拙稿「嵇康における『名教』問題と『ト疑集』について」(『國學院雜誌』第九十三卷九號)及び「嵇康の『釋私論』について」(『國學院中國學會報』第四十四輯)

(14) 大上氏二四二頁「『管蔡論』が高貴郷公の太學での下問を受けついだ「或るひと」の問い合わせに対する議論である限り、もともと高貴郷公は周公旦の聖性への疑問を契機に論じたがっていたのであるから、その聖性を絶対命題とする議論自體は高貴郷公の意圖に反すると言えべきである。」と明白に述べている。にも拘わらず大上氏は、これを「嵇康が議論をすらしてこの作品を構想したのだとみなさなければならない」という。

(15)

大上氏二四二頁「高貴郷公の、そしてそれを受けた「或るひと」の疑問、議論の意圖からは微妙にずれていているのである」という。

(16) 高貴郷公の朝議について、これが毌丘儉の亂の翌年の出来事であるから、郷公の下間に毌丘儉の亂への示唆が込められているというのが大上氏の趣旨のようである。

このように高貴郷公は終始、多角度から執拗に奏の聖性に關して疑問を呈するのだが、その時、周公旦の聖性に關してのなくもなかった疑義を不用意に口にしてしまった庚峻に鋭く食いついていく。この二叔處置をめぐる議論の背後に前年の毌丘儉事件があり、高貴郷公は毌丘儉と文欽に管蔡二叔をだぶらせていましたと從來考えられてきたのは、妥當なところである。(二二一八頁)

こうした歴史書の記述を詮索する方法は、やむを得ないにしても断片的記述から「状況」を再構成する方法にならざるを得ない。その時

必要なのは可能な限り総合的にということだろう。質疑と應答からその心理の機微を読みとるのは優れて文學的ではあるが、しかし、これを生の事實の記録とみるには躊躇する。これは陳壽の文章表現を介している譯だから、どこまでほりさげて事實に突き當たるかは不明である。話された言葉だとしてそこから發話者への心理と詮索はすすむが、これが憶測でないと保證するものはなにもないのではないかと思える。當時高貴郷公は十六歳、彼の經書についての疑問はいずれも素朴で幼稚なものである。銳くみえるのは彼が學業の枠組みを理解しないからであるにすぎないのではないか。この問題は別に論じてみたい。

(17)

毌丘儉事件への嵇康の加擔について、大上氏は「このときの嵇康の動靜については事の次第は闇の中なのであるが、毌丘儉のこと、この『管蔡論』の話題とが關係がきわめて深かつたことだけは事實である」(二四六頁)といい、あるいは「毌丘儉への加擔が十分に推測可能である」(二四七頁)という。それがたんにエピソードとして推定されるに止まるならば、そうであり得るとしてもよいだろう。しかし、それを作品構成の重要な契機として位置づけそこから論を引き出そうとするのは、作品のもつ豊富なものを著しくあらかじめやせ細らせるようになる。嵇康の書き残したもの全てを通觀するならば、そうした全體をつくらせる嵇康の「動機」は、せまい「状況」への關與の仕方として説明できるものではない。「絕交書」と「管蔡論」と「釋私論」の一部から嵇康の全いとなみを構成するその方法の限界が視野を制約しているのではないか。

(18)

部分的には拙稿「嵇康の至論について」(無窮會『東洋文化』第七十四號)、「嵇康における『自得』と『兼善』の問題について」(『國學院大學漢文學會報』第三十四輯)で、考察した。

(19) 拙稿「嵇康の『釋私論』について」(『國學院中國學會報』第四十四輯)で論じた。

(20) 勿論「斷代史」的研究の可能性全般を不可能だとか必要ないというのではない。畠康について年代を追ってその人生や作品を配列するに足る資料は乏しいという現實に即した方法が構想されるのでなくてはならぬ、というに過ぎない。假に高貴郷公の朝議をきっかけとして畠康が「管蔡論」を書いたものと假定しても、そこから直ちに畠康の「母丘儉」への同情が導かれるものでもないし、そこから畠康の「反司馬」という立場が明らかになるという根據は、とりたててある譯ではない。そこから彼をとりまく「情況」が構成できるというものでもないだろう。かかる狭い視野から窺いみるには、この時代はあまりに資料的な制約が多くて、こちらの期待通りにはならないのであるまい。

(21) 畠康の思想と行動とを動機づけている一端は、「遊心極視、不覩其外、終年馳騁、思不出位。」(「難自然好學論」卷七)「馳驟於世教之内、爭巧於榮辱之間、以多同自減、思不出位。」(「答難養生論」卷四)と描かれている、「立六經爲準」とし「以周孔爲關鍵」する世俗士大夫たち「流俗」の、その思考と行動とに對する、彼の批判にあつたであろう。